

生食輸発1021第3号
平成28年10月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(シリア産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年10月14日付け生食輸発1014第2号)に基づき実施しているところです。

今般、シリア産ピスタチオナッツ加工品についてアフラトキシンに係る検査命令を解除したことから、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)に下記を追加します。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年10月21日	シリア	ピスタチオナッツ加工品(ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン